



山形県公報

令和6年12月13日(金)
第562号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……1179
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……1180
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……1182
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………(同) ……1183
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……1184
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……1185
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………1186

告 示

山形県告示第847号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
宮 宿 歯 科 医 院	西村山郡朝日町大字宮宿字田中1119番地2	令和4.6.1
鈴 木 眼 科	寒河江市中央一丁目13番35号	令和6.8.1
ふ な や ま 歯 科 医 院	東置賜郡川西町大字上小松1078番地1	同
高 野 薬 局	米沢市城西一丁目6番20号	同 9.1
高 野 調 剤 薬 局	米沢市林泉寺二丁目2番90号	同

えむ薬局羽黒店	鶴岡市羽黒町野荒町街道上6番25	同
さくら調剤薬局	南陽市赤湯340番地2	同
宮内さくら調剤薬局	南陽市宮内4549番地1	同
高見台歯科診療所	酒田市高見台一丁目16番地の1	同 9. 9
みんなの薬局羽入東店	東根市羽入東1番36号	同 9.22
さとう内科クリニック	鶴岡市湯温海甲127番地1	同 10. 1
天童ハート小児科	天童市泉町一丁目7番3号	同
さくらんぼクリニック	東根市羽入東1番37号	同
コスモス薬局南寒河江店	寒河江市大字島字島東87番地	同
おしどり薬局仲谷地店	寒河江市仲谷地二丁目3番5号	同
コスモス薬局新町店	村山市楯岡新町二丁目8番21号	同
コスモス薬局湯野沢店	村山市大字湯野沢字郷1897番12号	同
はなまる薬局	長井市小出3930番地13	同
岡崎医療天童いずみ町調剤薬局	天童市泉町一丁目7番30号	同
アイン薬局庄内狩川店	東田川郡庄内町狩川字楯下34番地	同
コスモス薬局河北病院前店	西村山郡河北町谷地字月山堂375番地	同
奥山クリニック	東田川郡庄内町狩川字楯下35番地5	同 11. 1
庄内プライベートクリニック	酒田市亀ヶ崎六丁目9番7号	同 12. 1
沼澤歯科医院	新庄市住吉町3番5号	同

山形県告示第848号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
鈴木眼科	寒河江市中央一丁目13番35号	令和 6. 7. 31
やまのべ耳鼻咽喉科	東村山郡山辺町大字山辺1115番地 7	同
ふなやま歯科医院	東置賜郡川西町大字上小松1078番地 1	同
やまのべ藤田クリニック	東村山郡山辺町大字大塚823番地 1	同 8. 18
高野薬局	米沢市城西一丁目 6 番20号	同 8. 31
高野調剤薬局	米沢市林泉寺二丁目 2 番90号	同
えむ薬局羽黒店	鶴岡市羽黒町荒町街道上 6 番25	同
さくら調剤薬局	南陽市赤湯340番地 2	同
宮内さくら調剤薬局	南陽市宮内4549番地 1	同
高見台歯科診療所	酒田市高見台一丁目16番 1 号	同 9. 8
みんなの薬局羽入店	東根市大字羽入2821番地 3	同 9. 21
佐藤診療所	鶴岡市湯温海甲127番地 1	同 9. 30
さくらんぼクリニック	東根市羽入東 1 番37号	同
岡野歯科医院	酒田市御成町 3 番37号	同
株式会社コスモス薬局南寒河江店	寒河江市大字島字島東87番地	同
株式会社コスモス薬局新町店	村山市新町二丁目 8 番21号	同
株式会社コスモス薬局湯野沢店	村山市大字湯野沢字郷1897番12号	同
はなまる薬局	長井市小出3930番地13	同
おしどり薬局仲谷地店	寒河江市仲谷地二丁目 3 番地の 5	同
株式会社コスモス薬局河北病院前店	西村山郡河北町谷地字月山堂375番地	同
春日歯科医院	米沢市春日二丁目 4 番59号	同 10. 1

山形県告示第849号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
中正堂高橋医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	寒河江市大字白岩220	令和 6. 5. 31
ファーコス薬局あんず	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	寒河江市大字白岩230	同 6. 15
伊藤歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	米沢市大町三丁目5番32号	同 6. 30
サン薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市本町三丁目7番87号	同
訪問リハビリテーションのぞみ	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	鶴岡市日枝字小真木原116番8号	同 7. 5
訪問リハビリテーションちわら	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	鶴岡市北茅原町5番10号	同 7. 8
万世園ホームヘルプサービスステーション	訪問介護	米沢市万世町牛森4172番地5	同 9. 28
デイサービスセンターいずみ	通所介護	寒河江市字上河原241番地	同 9. 30
居宅介護支援事業所 河井の里	居宅介護支援	長井市河井883番地	同
居宅介護支援センターさわやかホーム	居宅介護支援	西置賜郡飯豊町大字萩生4284-3番地	同
訪問看護ステーションきらり	訪問看護 介護予防訪問看護	米沢市金池七丁目5番21号	同 10. 1

山形県告示第850号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
佐 藤 朝 子	め ぐ 里 庵	西置賜郡白鷹町大字中山1710番地	令和 6. 10. 15
藤 田 月 舟	訪問マッサージフジタ	南陽市赤湯2938番 6	同 10. 28
矢 萩 俊 介	訪問マッサージおとおみ	東根市大字羽入2070番地 1 ステイツ・ハ・ニュー115号室	同 11. 1

山形県告示第851号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地
 菊地 司
 にこにこマッサージ
 南陽市池黒678番地
- 変更の内容

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東根市神町西一丁目2番56号 ウイングコート21 125号室	南陽市池黒678番地	令和 6. 11. 11

山形県告示第852号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域
 鶴岡市羽黒町松ヶ岡地内
- 公共測量を実施する期間
 令和6年12月3日から令和7年3月28日まで
- 作業の種類
 公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第853号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大江町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 正 清	西村山郡大江町大字十八才甲227番地
同	阿 部 喜 一	同 月布218番地
同	高 取 喜 久 夫	同 本郷丙382番地
同	明 石 永 七	同 左沢478番地
同	伊 藤 晃	同 小見239番地
同	鈴 木 利 幸	同 本郷己100番地
同	鈴 木 高 光	同 三郷乙372番地2
監 事	最 上 啓	同 萩野80番地
同	佐 藤 義 則	同 左沢3001番地3

山形県告示第854号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大江町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 正 清	西村山郡大江町大字十八才甲227番地
同	高 取 喜 久 夫	同 本郷丙382番地
同	鈴 木 義 弘	同 三郷乙415番地
同	伊 藤 晃	同 小見239番地
同	阿 部 喜 一	同 月布218番地
同	小 野 健 一	同 富沢112番地
同	佐 藤 喜 三	同 本郷丙53番地
同	菊 地 真 里 枝	同 633番地
監 事	佐 藤 義 則	同 左沢3001番地3
同	林 俊 一	同 本郷甲220番地

山形県告示第855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年12月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野1830番421から		旧	42.0メートル	メートル 60
同	1640番5まで		16.5	
同	上	新	18.0メートル	同 上
			16.5	

山形県告示第856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年12月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸沢大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字南山字湯倉山国有林2143林班の小班から		旧	15.4メートル	メートル 15
同	まで		15.4	
同	上	新	7.9メートル	メートル 47
			7.2	

山形県告示第857号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年12月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 戸沢大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字湯倉山国有林2143林班の小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和6年12月13日

山形県告示第858号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町沼沢～同郡飯豊町手ノ子、西村山郡西川町砂子関地内
- 2 公共測量を実施した期間

令和6年5月7日から同年11月29日まで

3 作業の種類

公共測量（数値図化）

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年12月13日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,443人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 209,014人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	67,129人	上山市	8,158人	南陽市	8,332人
米沢市	21,362人	村山市	6,260人	東村山郡	6,846人
鶴岡市	33,685人	長井市・西置賜郡	14,272人	最上郡	9,854人
酒田市・飽海郡	31,129人	天童市	16,841人	東置賜郡	10,003人
新庄市	9,272人	東根市	13,195人	東田川郡	7,510人
寒河江市・西村山郡	21,057人	尾花沢市・北村山郡	5,803人		